

未来を担う消費者としての行動を考えてみましょう

わたしたちは消費者として、生活のあらゆる場面で商品やサービスを購入し、消費生活を送っています。毎年5月は、消費者庁が定める消費者月間です。この機会に、生活に潜むあらゆる消費者問題を考え、消費生活への理解を深めましょう。

豊かな未来へ「もったいない」から始めよう！
消費生活には、消費者、商品の販売やサービスを提供する

事業者、消費者の利益を保護する行政など、さまざまな立場の人が関係しています。消費者は、「もったいない」という考えの下、食品ロスの削減や、悪質商法などに気を付けることが大切です。一方、事業者は、消費者の視線に立って考えた、消費者志向の経営が求められます。さまざまな主体がその役割を考え、消費を通じた豊かな未来へ向けて取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に注意しましょう！

例 スマートフォンに「新型コロナウイルス感染症による肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付する。確認をお願いします。」と記載され、URLがついたメールが届いた。

例 業者から「新型コロナウイルスの感染を防ぐため、行政からの委託で、消毒に回っている。資料を持参したい。」と何度も電話があった。

送信元が実在する事業者でも、心当たりのないメールが届いた場合は、メール内の番号に電話したり、URLにアクセスしたりしないようにしましょう。少しでもおかしいと感じた場合、トラブルにあった場合は、早めに消費生活センターに相談してください。

契約は生活の基本

契約とは

契約は、当事者間の合意で成立する、法的な拘束力を持つ約束をいいます。

買い物をする、電車に乗る、アパートを借りるなど、契約の一つです。わたしたちは、生活の中で無意識にさまざまな契約をしています。

契約の注意点

契約は、いったん契約すると、一方の都合で解消することはできません。消費者として

て契約するときには、次のことを確認しましょう。

- 1 商品、サービス、契約金額、契約条件、事業者の連絡先・担当者名などの契約内容を確認する
- 2 事業者の勧誘時の説明、セールのストークを信用できるか判断する
- 3 通信販売の場合は解約ができるのか、返品条件を確かめる
- 4 不安な点や不確かだと感じる点があれば、契約前に大崎市消費生活センターに相談する

クーリング・オフ制度

消費者を守る法律として、クーリング・オフ制度があります。不意打ち性のある電話勧誘や訪問販売などで契約した場合、一定の期間、無条件で解約できる制度です。

最近では、インターネットなどを利用した通信販売の契約によるトラブルが急増しています。通信販売には、クーリング・オフ制度がないため、より注意が必要です。

消費生活センターの啓発事業

- 消費生活講座・出前講座
市では、消費者に身近なテーマで消費生活講座を開催

しています。

幅広い年齢層を対象に身近な買い物や契約の話、オンラインゲームやSNS(インターネット)を利用した交流(サイト)の正しい利用方法など、さまざまな情報を提供しています。

消費生活サポーター

地域の高齢者などの消費者被害を未然に防止するため、「気づき・声かけ・つながり」の見守り活動をしています。

弁護士による無料法律相談
多重債務を抱えている人を対象に、毎月3回開催しています。希望する場合は、消費生活センターに電話で申し込みしてください。

消費生活センター

万が一、消費者トラブルや製品事故の被害にあった場合は、一人で悩まず、消費生活センターへ連絡してください。
大崎市消費生活センター(市役所東庁舎1階)
☎27321

世界農業遺産推進課企画調整担当 ☎22281

豊饒の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブランド認証の受け付けが始まります

世界農業遺産に認定された大崎地域(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)で生産された米のブランド認証を受け付けます。

認証されると、ブランド認証品マークを使用できます。大崎地域全体で、環境や生きものに配慮を行いながら、生産者を支援する先進的な制度です。ぜひ参加してください。

対象者

大崎地域に居住し、大崎地域で米を生産する個人、団体など

ブランド認証品目

大崎地域産の米
※古川農業試験場で育種された品種に限りです。

ブランド認証の要件

必須要件 次のいずれも実施すること

- 1 農薬や化学肥料の使用量を5割以上低減すること
- 2 田んぼの生きもののモニタリングを行うこと
- ※2は、初回認定の場合は研

修会への参加に替えます。2回目認定は、研修会への参加ともに行います。
選択要件 次のいずれか1つを実施すること

- 1 農業農村の多面的機能を支える取り組み
- 2 産地と消費者の交流
- 3 環境負荷を低減する取り組み
- 4 生物多様性を向上させる取り組み
- 5 品種の多様性を保全する取り組み
- 6 GAP(農業生産工程管理)への取り組み

事前登録期限
6月30日(火)まで
詳しくは、「大崎地域世界農業遺産推進協議会」のウェブサイトを(<https://osakikoudo.jp/>)を確認してください。



建築指導課指導担当 ☎8057

木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します

木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。詳しい要件などは、建築指導課または各総合支所地域振興課まで、事前にお問い合わせください。

木造住宅の耐震診断助成

木造住宅の耐震診断の助成を行います。

対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造戸建て住宅

負担金

8400円

※200平方メートルを超えている場合は、延べ床面積により負担金が増額します。

受付戸数

先着35戸

受付期間

5月1日(金)から令和3年1月29日(金)

木造住宅の耐震改修工事助成

木造住宅の耐震改修工事や

建て替えを助成します。市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

補助金額

改修費用の5分の4(限度額100万円)

※耐震改修工事に併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せがあります。

受付戸数

先着5戸

5月1日(金)から令和3年1月29日(金)

危険ブロック塀などの除却助成事業

危険なブロック塀などを除却し、新たに設置する塀などの工事費用を助成します。

除却対象 道路からの高さが

1メートル以上(擁壁上の場合合は0.4メートル以上)で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

設置対象 除却対象となつたブロック塀の跡地に設置する生垣・フェンス・板塀などのブロック塀以外の軽量な塀

補助金額
除却工事費用 除却部分の面積に対して1平方メートルあたり4000円(限度額15万円)

※混用塀のフェンス部分は見付面積の2分の1、門柱は表面積の2分の1です。

設置工事費用 除却対象のブロック塀の跡地に設置する費用の2分の1

※限度額1メートルあたり6000円を乗じた額と、10万円のいずれか低い額

※大崎市産木材の板塀を設置する場合は、見付面積に1平方メートルあたり3000円を加算します(限度額5万円)。